

神奈川の文化財の未来を考える会 神奈川県埋蔵文化財新体制について

1. 発掘調査の新体制

- ・開発目的で行う発掘調査については、神奈川県教育委員会(以下「県教委」)により、平成23年4月1日より新体制へ移行した。
- ・平成23年度から新たに着手する県公共開発事業に伴う発掘調査については民間に開放(条件付一般競争入札により、民間調査組織から選定)。
- ・国、旧公団等事業については従前どおり全国的な枠組みと同様に事業者・県教育委員会・かながわ考古学財団の三者協定に基づき、かながわ考古学財団が埋蔵文化財発掘調査を実施する。

2. 県の開発事業に伴う発掘調査

- ・県教委は事業者へ調査仕様・参考見積・民間調査組織一覧などを提供し、受注した調査組織に対しては発掘調査に関する指示・監理等を行う。
- ・一般競争入札の発注者は、土木事務所などの事業者である。
- ・事業者は、調査組織が契約時の調査仕様に沿った発掘調査を行っているかを検査・評定する必要があるが、これは実際には事業者からの依頼により県教委が実施する。
- ・教育局生涯学習部文化遺産課には、三つのグループと一つの事務所があるが、埋蔵文化財グループ(以下「埋文グループ」)、調査普及グループ、世界遺産登録推進グループ、中村町駐在事務所(埋蔵文化財センター)、県立歴史博物館の間で異動を行い、結果、地域担当として調整をしていた職員は減員している。
- ・開発行為に伴う埋蔵文化財の記録保存調査に関しては、新体制では埋蔵文化財グループ(「調整」が教育局本局、「監理」が駐在事務所にあり、ここでは後者)が、県事業に関する発掘調査組織の選定における調査仕様、参考見積の作成と事業者への提供、および発掘調査の監理について行うこととなった。
- ・発掘調査等の監理は、発掘作業は県事業で週2回、その他事業で月2回、出土品等整理作業は月1回現地で監理業務を実施。そこで、必要に応じ指導・助言することとなっている(回数等は、現状)。

3. 国等の開発事業に伴う発掘調査

- ・県教育委員会の説明では、調査体制上は国等事業による発掘調査の場合、大きく変わらないとされている。
- ・これは国等の事業者側から現在の全国的な仕組みの継続を要望されたと説明される。

4. かながわ考古学財団

- ・平成23年4月1日をもって公益財団法人かながわ考古学財団となり、埋蔵文化財に係わる公益目的事業を実施する公益法人となった。公益法人の移行にあたって、新法に基づいた理事会・事務局等の体制変更が行われた。
- ・神奈川県の位置付けでは、県主導第三セクターの財団法人から外れ、民間調査組織の一つとなった。